高校生の皆さんへ

# アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう!
- Point バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則!
- アルバイトでも、残業手当があります
- Point アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- Point アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- Point アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- 7 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

夜間・土日の相談は 労働条件相談ほっとラインへ

0120-811-610 月·火·木·金: 午後5時~午後10時 土·日: 午前10時~午後5時 確かめよう! 労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター 「たしかめたん」

> 詳しくはこちら→ ポータルサイト 「確かめよう 労働条件



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう! また、通知書は大切に保管しましょう!!



## 労働条件通知書

※シフトの設定(始業・終業の時刻、休日、勤務日など)に当たって、学業とアルバイトの両立に配慮してください。

	殿	年	月	日
				<u>H</u>
	使用者の職名と氏名			
	1 期間の定めなし 期間の定めあり(2~4は「期間の	定めあり」	の場合に	記入)
	2 契約期間 (年月日) 日~年月日)			
契約期間	3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合がな	あり得る・	契約の更新	折はしな
	い・その他()]	4.7 <b>5</b> E	#1 zh	415. <del></del> -
	4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業	-		
	・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況	・ての	<u>r</u> (	) ]
就業の場所	<u> </u>			
従事する業務	1 44 数 数 数 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			
	1 始業・終業の時刻等   始業( 時 分) 終業( 時	分)		
始業、終業の	2   休憩時間 (	/3 /	•	
時刻、休憩時	3 所定時間外労働の有無			
間、就業時転	( 有 (1週 時間、1か月 時間、1年			
換、所定時間	(有の場合でも法定時間を超えて労働させること			- 4a + 4b
外労働の有無	※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務: 業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ			
に関する事項	※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無( 有 無 )	45×1 17 %	כשיט בונפיע	900
l	有の場合、詳細は別途定める。	_		
	1 勤務日:毎週 曜日、その他(			
休日及び	(週毎に勤務日が定められていない場合は)週・月当たり	日、1	その他(	)
勤務日	2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間日 3 休日:毎週 曜日、 国民の祝日、 その他(		)	
	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日		•	
	継続勤務6か月以内の年次有給休暇( 有・	無 )	か月経過	で日
休 暇.	時間単位年休( 有 ・ 無 )	T# 107	•	
	2 その他の休暇 有給(種類: )、無給(			)
	1 基本賃金 イ 月給( 円)、口 日給(		,	
	ハ 時間給(円)、二 その他(	円)		
	2 諸手当の額又は計算方法	`		
-	( 手当 円 /計算方法:	) <del> </del>	•	,
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃	立华		
, .	イ 所定時間外、所定超 ( )%			
賃 金	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	) %		
	4   賃金締切日(種類: ) ー毎月日、(種類:		)一毎月_ ·	
	5 賃金支払日(種類: )一毎月日、(種類:		)一毎月_	目
	6 賃金の支払方法(			
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 , 有( .		))	
		)		
	9   賞与( 有(時期、金額等 ) , 無	)		
	10 退職金(有(時期、金額等) , 無 )	- 1.5		
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 (退職する日以上前に届け出る	رے		`
	2 解雇の事由及び手続(			<del>, , .</del>
その他		金基金	その他(	. )
	2 雇用保険の適用( 有 ・ 無 )			
	3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口			
	部署名担当者職氏名(	連絡先		)

## 高校生の皆さんへ



# 高校生アルバイトのトラブル Q& A(知っておきたい働くときのポイント)

Q1

アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間(働く時間)などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言われないのですが?!



働く条件を書いた書面を必ずもらってください!

後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q2

1回に6~8時間働くアルバイトをしていますが、休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが?!



法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には 少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています!

Q3

決められた時間の前後に、オーナーや店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられているのですが、その分の時給がもらえません!



法律上、あなたを雇っている人(オーナーなど)や上司(店長など)の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。 ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です!

**Q4** 

店長に「アルバイトに残業代なんか出ない」って言われたのですが、本当ですか?あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか?



アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます! また、法律上、アルバイトでも有休がとれる場合があります。

(詳しくは、厚生労働省ホームページの「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」にある『アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。)

Q5

アルバイトを始めるときに決めた曜日(回数)や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません。



シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です(労働契約法の規定)。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう!また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q6

クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりするといちいち弁償されられるのですが、 これってしょうがないんですか?



法律上、売れ残りを買う義務はありません!基本的にバイト代から自動的に天引き することもできません。

また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。

Q7

アルバイトを辞めさせてもらえません。「辞めるなら代わりのアルバイトを 連れてこい」と言われます。



アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。

あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出 するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます(民法の規定)。 ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アル バイト先とよく話し合ってください。

**Q**8

### 18歳未満ですが、午後10時を超えても仕事をさせられます。

A

法律上、原則として満18歳未満の方に深夜労働(午後10時から翌日午前5時まで)をさせることはできません。また、原則として時間外・休日労働をさせることもできません。



## これらの問題を含め アルバイトのトラブルで困ったときは

### フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい! ろうどう

0120-811-610 月·火·木·金:午後5時~午後10時 土·日:午前10時~午後5時 確かめよう! 労働条件。



ポータルサイ トのHPは

こちら↓

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター 「たしかめたん」

## 行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」(労働局や労働基準監督署の中にあります)にご連絡ください。(平日午前8時30分~午後5時15分)

労働基準監督署検、索

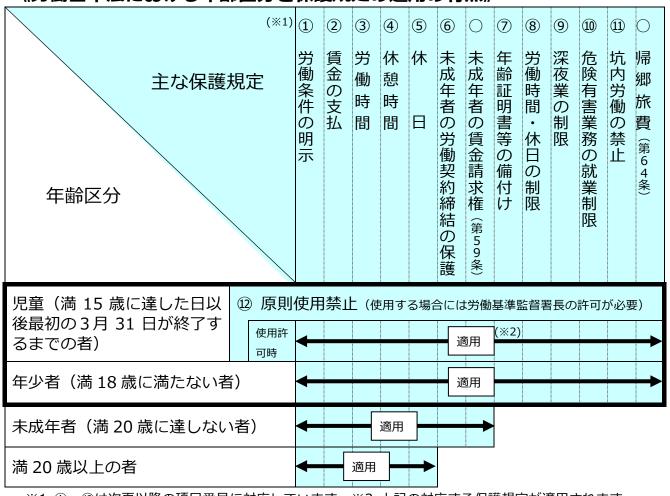
総合労働相談コーナー |検|索

厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。

## 高校生等を使用する 事業主の皆さんへ

## ~ 年少者にも労働基準法等が適用されます! ~

高校生等の満18歳未満の年少者(以下「年少者」といいます。)を使用する場合にも、労働基準法等を守らなければなりません。 労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、 その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。このような 趣旨を十分にご理解いただき、特段のご配慮をお願いします。 《労働基準法における年齢区分と保護規定の適用の有無》

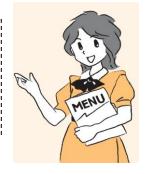


※1 ①~⑫は次頁以降の項目番号に対応しています。※2 上記の対応する保護規定が適用されます。



●生徒や周囲のみなさんへ このリーフレットに記載されていること は、事業主の方はもとより、生徒や周囲のみ

なさんも十分に気をつけましょう。





厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

高校生等の満 18 歳未満の「年少者」を、アルバイト等に使用するときは、次のことを守らなければなりません。

### ①労働条件の明示

#### - 労働基準法第 15 条 -

● 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を必ず明示しなければなりません。

特に、以下の事項は、書面の交付により明示する必要があります(次頁参照。)。

- 労働契約の期間及び「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」(※) に関する 事項
- 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに 就業時転換に関する事項
- 賃金(退職手当等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期 に関する事項
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

#### ②賃金の支払

## - 労働基準法第24条・最低賃金法第4条-

- 賃金は、①毎月1回以上、②一定の期日に、③通貨で、④全額を、⑤直接本人に支払わなければなりません。ただし、本人同意の上で、指定する銀行等の口座に振込みをすることができます。
- 賃金の額は、都道府県ごとに定められた最低賃金の額を下回ってはなりません。

#### ③労働時間

## - 労働基準法第32条-

● 原則として1週間の労働時間は40時間、1日の労働時間は8時間を超えてはなりません。

#### 4休憩時間

## - 労働基準法第 34 条 -

● 労働時間が6時間を超えるときは、途中に45分以上の休憩時間を与えなければなりません。

#### ⑤休日

## - 労働基準法第35条-

● 原則として休日は毎週1日与えなければなりません。

## ⑥未成年者の労働契約締結の保護

## - 労働基準法第 58 条 -

▶ 労働契約は本人が結ばなければならず、親や後見人が代わって結ぶことはできません。

## ⑦年齢証明書等の備付け

## - 労働基準法第 57 条 -

事業場には、年少者の年齢を証明する書面を備え付けなければなりません。

## ⑧労働時間・休日の制限

## - 労働基準法第60条-

- 次の場合(※)を除き、いわゆる変形労働時間制により労働させることはできません。
- 年少者は、時間外及び休日労働を行わせることはできません。

- ※ 満15歳以上で満18歳に満たない者(児童を除く年少者)が、
  - ア 1週 40 時間を超えない範囲で、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10 時間まで延長する場合
  - イ 1週 48 時間、1日 8 時間を超えない範囲内において、1か月又は1年単位の変形労働時間制を適用する場合

#### 9深夜業の制限

### - 労働基準法第61条-

● 原則として午後 10 時から翌日午前 5 時までの深夜時間帯に使用することはできません。

### ⑩⑪危険有害業務の制限・坑内労働の禁止 - 労働基準法第 62・63 条 -

- 次のような危険又は有害な業務については、就業が制限又は禁止されています。
  - 重量物の取扱いの業務
  - 運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
  - ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラック等の運転又は取扱いの業務
  - 深さが5メートル以上の地穴又は土砂崩壊のおそれのある場所における業務
  - 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
  - 足場の組立等の業務
  - 大型丸のこ盤又は大型帯のこ盤に木材を送給する業務
  - 感電の危険性が高い業務
  - 有害物又は危険物を取り扱う業務
  - 著しくじんあい等を飛散する場所、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じん等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
  - 著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
  - 酒席に侍する業務
  - 特殊の遊興的接客業 (バー、キャバレー、クラブ等) における業務
  - 坑内における労働 等

#### 迎使用禁止

## - 労働基準法第56条-

- 原則として(※)満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの児童(中学 生以下の児童)を使用することはできません。
- ※ 満 13 歳以上の児童については、非工業的業種に限り、①健康及び福祉に有害でないこと、②労働が軽易であること、③修学時間外に使用すること、④所轄労働基準監督署長の 許可を得ること等により使用することができます。

また、満 13 歳未満の児童については、映画の製作又は演劇の事業に限り、①~④の条件を満たした上で使用することができます。

#### ○雇入れ時の安全衛生教育

#### - 労働安全衛生法第 59 条 -

■ 雇入れの際には、仕事に必要な安全衛生教育を行わなければなりません。

#### ○労働災害補償

#### -労働者災害補償保険法-

● 業務上の事由又は通勤による災害については、アルバイト等であっても労災保険による災害補償が行われることになっています。

## 労働条件通知書

	年 月 日
	事業場名称・所在地
	使用者職氏名
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年月日~年月日)
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
	1 契約の更新の有無
	・自動的に更新する ・更新する場合があり得る ・契約の更新はしない
	・その他 ( )
	2
	・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況
	・その他(
就業の場所	
従事すべき 業務の内容	
果然の内谷	
始業、終業の	1 始業・終業の時刻等
時刻、休憩時	
間、就業時転	
換((1)~(5) のうち該当す	-
るもの一つに	
○を付けるこ	□ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 )
と。)、所定時間の労働の方	
間外労働の有無に関する事	
項	
	〇詳細は、就業規則第 条〜第 条、第 条〜第 条、第 条〜第 条
	2 休憩時間 ( ) 分   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	3 所定時間外労働の有無(有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間),無) (有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。)
休日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他( )
及び   勤務日	・非定例日;週・月当たり 日、その他( (勤務日)
到 7分 口	(知場ロ)   毎週 ( ) 、その他 ( )
	○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無)
	→ か月経過で 日
	時間単位年休 (有・無)
	2 その他の休暇 有給( )
	無給(
	○詳細は、就業規則第 条〜第 条、第 条〜第 条 

賃 金	1 基本賃金 イ 月給( 円)、ロ 日給( 円)、
	2 諸手当の額又は計算方法 イ ( 手当 円 /計算方法: ) ロ ( 手当 円 /計算方法: ) ハ ( 手当 円 /計算方法: ) ニ ( 手当 円 /計算方法: ) コ 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 所定超 ( )% ロ 休日 法定外休日( )% ハ 深夜 ( )%
	4 賃金締切日( ) -毎月 日、( ) -毎月 日         5 賃金支払日( ) -毎月 日、( ) -毎月 日         6 賃金の支払方法( )         7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 , 有( ))         8 昇給( 有(時期、金額等 ) , 無 )         9 賞与( 有(時期、金額等 ) , 無 )         10 退職金( 有(時期、金額等 ) , 無 )
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続  ( )  ( )  ( )  ( )  ( )  ( )  ( )  (
その他	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ())・雇用保険の適用 (有,無)・その他 ()・具体的に適用される就業規則名 ()
	※ 以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始する もの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働 者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定め のない労働契約に転換されます。

- ※ 以上のほかは、当社就業規則による。
- ※ 短時間労働者の場合、本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者 の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

#### 【記載要領】

- 1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。
- 2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
- 3. 下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項である。また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
- 4. 労働契約期間については、労働基準法に定める範囲内とすること。
  - また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準(複数可)を明示すること。
  - (参考) 労働契約法第 18 条第 1 項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算 5 年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
- 5. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、雇入れ直後のものを記載することで足りるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えないこと。
- 6. 「始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項」の欄については、当該 労働者に適用される具体的な条件を明示すること。また、変形労働時間制等の適用がある場合には、次に留 意して記載すること。
  - ・変形労働時間制:適用する変形労働時間制の種類(1年単位、1か月単位等)を記載すること。その際、 交替制でない場合、「・交替制」を——で抹消しておくこと。
  - ・交替制:シフト毎の始業・終業の時刻を記載すること。また、変形労働時間制でない場合、「( )単位の変形労働時間制・」を——で抹消しておくこと。
- 7. 「休日及び勤務日」の欄については、所定休日又は勤務日について曜日又は日を特定して記載すること。
- 8. 「休暇」の欄については、年次有給休暇は6か月間勤続勤務し、その間の出勤率が8割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載すること。時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載すること。また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数(期間等)を記載すること。
- 9. 前記6、7及び8については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、所定時間外労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、 当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。
- 10. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものであること。
  - ・ 破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。ただし、短時間労働者については、昇給の有無、賞与の有無及び退職金の有無については必ず記入すること。
  - ・ 昇級、賞与が業績等に基づき支給されない可能性がある場合や、退職金が勤続年数に基づき支給されない可能性がある場合は、制度としては「有」を明示しつつ、その旨を明示すること。
- 11. 「退職に関する事項」の欄については、退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載すること。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。
- 12. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、 労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償 及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けて いる場合に記入することが望ましいこと。
- 13. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
- \* この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はありません。